

資料 2-1

校名の選定基準について

- ・児童生徒、保護者、地域住民に親しみやすく、広く受け入れやすいこと
- ・県内他市町等に類似の校名がなく、誤解されることがない校名であること
- ・地理的なイメージがわかりやすいこと
- ・現在の「東中学校」「西中学校」「櫻台中学校」という「校名」を応募することはできないので、選定外とする。

他市町村の選定基準事例

- ◆佐久市 平成 27 年開校 佐久市立佐久平浅間小学校
 - ・校区内、外の住民に親しみやすく、広く受け入れやすいこと
 - ・新設小学校のコンセプトに沿っていること
 - ・校名案をつけた理由が明確であり、説得力があること
 - ・他の地域に類似の名称がなく、誤解されることがない名称であること
 - ・当て字、一般的な読み方ができない、読み方が何通りもできる校名案でないこと
 - ・校名から地理的なイメージがわかりやすいこと
- ◆流山市 令和 3 年開校 流山市立おおぐろの森小学校
 - ・児童生徒や学区内外の市民等に親しみやすく、広く受け入れやすいこと
 - ・校名から地理的なイメージがわかりやすいこと
 - ・他市等に類似の校名がなく、誤解されることがない校名であること
 - ・一般的な読み方ができない、読み方が何通りもできる校名ではないこと
 - ・応募票数が圧倒的に多いものは、校名候補案とする
- ◆行田市 令和 4 年開校 行田市立忍小学校
 - ・新たな学校を創るので、現在の学校名は使用しない
 - ・漢字、ひらがな、カタカナで表記され、読み書きが容易な名称
 - ・児童や住民等の理想や願いにちなんだ名称
 - ・新しい学校としてふさわしい名称
 - ・同じ名称に対する応募数は公表しない
 - ・応募数の多少は校名の選定に影響しないものとする
- ◆新潟市 令和 2 年開校 新潟市立新通つばさ小学校
 - ・新しい学校周辺の歴史や伝統を受け継ぐにふさわしい校名
 - ・新しい学校周辺地域の自然環境や歴史、文化の特徴を表すような校名
 - ・新しい学校に通う子どもたちが夢や希望を育むことができるような校名